

食品安全関係府省における緊急時対応マニュアルの位置付け

食品安全基本法

食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項

農林水産省
【農林水産省緊急時対応基本指針】
緊急事態等に対する農林水産省の対応に共通する事項を定めるもの

環境省
【環境省における食品安全に関する緊急事態発生時の対応について】

食品安全関係府省緊急時対応基本要綱
基本的事項第4の4に基づき、委員会とリスク管理機関が連携して、緊急事態等が発生した場合における国の対処の在り方等について定めたもの

厚生労働省
【厚生労働省健康危機管理基本指針】
食中毒健康危機管理要領
食中毒処理要領
飲料水健康危機管理実施要領
感染症健康危機管理実施要領 等

食品安全委員会
【食品安全委員会緊急時対応基本指針】
委員会による緊急事態等への対応に関する基本的な事項を定めるもの

政府一体となった
緊急時対応体制